

島本町立第一中学校 部活動に係る活動方針

令和2年 4月 1日

1. 部活動の目的

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

新中学校学習指導要領における部活動の位置づけ

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2. 運営について

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに毎月の活動実績を報告し計画的な活動を行う。また、学校のホームページに「学校の部活動に係る活動方針」並びに各部活動の活動実績等を掲載することにより公表する。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。
- (3) 部活動への支援に関し、専門的な指導が必要であると担当顧問から要請があった場合は、「島本町立中学校部活動指導者派遣事業」を活用して、教員以外の外部指導者の派遣を教育委員会に要請する。
- (4) 各部活とも保護者懇談会を適宜実施し、指導する顧問と保護者とが活動の内容や目標等を共有し、生徒が安心して部活動に取り組めるよう配慮する。また、顧問同士の意思疎通を図るため顧問会議を定期的実施する。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

平日は基本水曜日をノークラブデイとし、部活なしの日として位置づける。土曜日及び日曜日（週末）は、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、週末に大会参加や他校との交流試合、コンクールへの出場等で活動した場合は、他の日（活動した日を基準に前後1ヶ月の間）に休養日を振り替える。

- (2) 長期休業中の休養日の設定については、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養をとりリフレッシュして部活動に参加できるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 1日あたりの部活動の活動時間は、平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末含む）は、実質の活動を3時間程度とし、できるだけ短時間で効率的・効果的な活動を行う。

4. 指導の在り方

(1) 適切な指導

- ア 成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウトを予防するとともに、心理面の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日の設定、合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の研究に努める。
- イ 専門的知見を有する保健体育担当教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における健康問題について、正しい知識を持って指導にあたる。
- ウ 生徒と適切なコミュニケーションをとることにより、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- エ 大会やコンクール等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることがないように注意する。

(2) 体罰・不祥事（スクール・セクハラ等）の防止

- ア 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等によって生徒の人格の尊厳を損ねたり、否定するような行為は許されないという認識を持つこと。
- イ 指導者と生徒の人間関係の中で、親しさのつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快に感じさせる場合があり、常に生徒側に立って状況を認識すること。
- また、指導者と生徒の関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧的な発言や行為などはあってはならない。生徒の容姿や人格を否定するような言動も同様である。

5. 安全管理と事故防止

- ア 近年の気候変動による暑熱環境の悪化に対し、「熱中症予防運動指針」をもとにした事故防止対策を万全にして対応する。
- イ 他の部と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携、連絡により、生徒同士の接触・衝突の回避や防球ネット等を活用した様々な安全対策を講じること。
- ウ 万が一怪我や事故等が起こった場合は、対応マニュアルをもとに心肺蘇生や医療機関への送致など迅速かつ適切な対応をとる。
- エ 事故の未然防止のため。施設・設備の点検を定期的実施する。

6. その他

- ・顧問（指導者）は、生徒間の人間関係形成や人権感覚の育成とともに、生徒による暴力行為やいじめ等の防止を含めた適切な集団づくりに留意する。
- ・顧問（指導者）は、常に生徒とのコミュニケーションを図り、科学的・合理的な練習方法の工夫に努め、指導方法だけでなく部活動の運営（マネジメント）についての専門的な知識や技術の習得にも努める。
- ・校長は顧問の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問による連携や外部指導者等の活用により、適正な勤務時間管理に努める。